

原因不明な健康危機事例への対応に関する専門家会合について

1. 開催日時

平成19年3月22日（木） 10:00～12:00

2. 開催場所

合同庁舎5号館9階 厚生労働省省議室

3. 専門家会合への出席者

- ・ 穂山 浩 国立医薬品食品衛生研究所食品部 第四室長
- ・ 石上 和男 新潟県福祉保健部 副部長
- ・ 江口 文陽 高崎健康福祉大学健康福祉学部 教授
- ・ 太田 富久 金沢大学大学院自然科学研究科 教授
- ・ 大橋 教良 帝京平成大学現代ライフ学部救急救命コース 教授
- ・ 岡部 信彦 国立感染症研究所感染症情報センター センター長
- ・ 近藤 一成 国立医薬品食品衛生研究所食品部 主任研究官
- ・ 成田 一衛 新潟大学医歯学系腎・膠原病内科 准教授
- ・ 西澤 正豊 新潟大学脳研究所神経内科 教授
- ・ 米谷 民雄 国立医薬品食品衛生研究所食品部 部長
- ・ 柳川 洋 埼玉県立大学 学長
- ・ 山口 亮 北海道石狩保健福祉事務所保健福祉部 部長
- ・ 山本 都 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部 第三室長
- ・ 山本 保博 日本医科大学救急医学 主任教授

（五十音順、敬称略）

4. 専門家会合の概要

○ 議題1. 事例のレビュー

- ・ 平成16年秋の東北北陸等における急性脳症多発事例の概要及び経過について、事務局より説明を行った（別紙参照）。

【疫学的考察】

- ・ 腎機能障害/スギヒラタケの喫食歴等の症例の疫学的特徴が報告された。疫学的分析を行うにあたっての、迅速な症例定義の必要性が指摘され、また、今回の事例に

において、感染症に基づく急性脳炎の届出が有用であったことが確認された。

【臨床像の分析】

- ・ スギヒラタケ喫食から発症までの潜伏期間、腎機能障害の原疾患、脱力/意識障害/振戦/ミオクローヌス等の神経症状といった臨床像、さらにCTやMRI等における画像所見、治療効果、剖検例における病理所見等について議論された。
- ・ 学会等を通じた情報提供、透析医や腎臓内科医のネットワーク活用が、症例についての情報収集の際に有用であったことが確認された。

【スギヒラタケの成分分析】

- ・ 成分分析の結果、農薬や重金属といった外部汚染や、カビ毒の可能性は低いと考えられること、スギヒラタケに元々含まれている成分としてシアン化物イオンを定量したところ平成16年度産は平成17年度産のものと比較して高値であったこと、他のキノコ類には含まれないスギヒラタケ特有の成分として高度不飽和脂肪酸の一種が単離されたこと等が報告された。
- ・ こういった事例についての調査研究を実施するにあたっては、成分分析の専門家だけでなく、人健康影響や毒性の専門家の関与が必要であるという意見が出された。また内容によっては、非公開の場で検討を行うことも必要ではないかという意見が出された。

【動物実験】

- ・ スギヒラタケが、他のキノコと共生した場合に何らかの毒性物質が産生される可能性について紹介された。
- ・ マウスを用いた動物実験においては、血中で筋由来のCPKが上昇（横紋筋融解症においても上昇する酵素）していることが報告された。
- ・ 本事例が発生したことで、安全である他のヒラタケの販売数が減少したことが報告され、食品の安全という観点で消費者に対し正しい情報を開示することの重要性が確認された。
- ・ 脳症につながる原因物質として、高分子性の糖タンパクあるいはタンパク多糖体が挙げられ、これらの物質が、腎機能が低下している患者の体内においては、溶血や尿毒症を引き起こす可能性について紹介された。

【地方公共団体における対応】

- ・ 新潟県における事例への対応について、複数の課（健康、生活衛生、医薬品、福祉等の関係課）が関与した県庁内の体制、疫学調査検討会の設置、報道発表、他県との連携の下での症例検討といった詳細が紹介された。

○ 議題2 対応における要点

- ・ 原因不明な健康危機事例への対応は、テロ発生時対応のシミュレーションともいえるという意見が出された。
- ・ 諸外国での原因不明な健康危機事例が紹介され、原因物質が特定され解決するものもあるが、原因が解明されないままの事例も存在することが報告された。
- ・ 中毒情報センター、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所等の関係機関間での情報共有の重要性が確認された。
- ・ 複数の機関、専門家等が関係する場合に、取りまとめとなる組織が必要であることが確認され、厚生科学審議会健康危機管理部会がこの機能を果たすべきであるという意見が出された。
- ・ 今回の事例の際に収集された検体の分与を行う際には、複数の専門家により判断を行う必要があるという点が確認された。

【まとめ】

原因不明な健康危機事例への対応体制構築における要点として、以下の点がまとめられた。

- ① 多分野の専門家の連携
(専門家ネットワーク形成・健康危機管理部会の活用等)
- ② 広域調査の際の定義・手法の標準化
(国からの専門家チームの派遣等)
- ③ サーベイランスシステムの活用
(感染症法に基づく届出等)
- ④ 諸外国・国際機関等との情報共有
- ⑤ 適時・適切な国民への情報提供
- ⑥ 検体の迅速な収集と適切な保管